

承認第 2 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり加東市税条例及び加東市都市計画税条例の一部を改正する条例制定を専決処分したので、同条第 3 項の規定により、承認を求める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

加東市長 岩 根 正

## 専決第 4 号

加東市税条例及び加東市都市計画税条例の一部を改正する条例制定の専決処分  
について

道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 3 2 号）及び地方税法及び地方税法等  
の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 7 号）の施行に伴い、加東市  
税条例及び加東市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的  
余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）  
第 1 7 9 条第 1 項の規定により、専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

加東市長 岩 根 正

加東市条例第21号

加東市税条例及び加東市都市計画税条例の一部を改正する条例

(加東市税条例の一部改正)

第1条 加東市税条例(平成18年加東市条例第49号)の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分に下線を付した規定(以下「対象規定」という。)で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
(種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円	(種別割の税率) 第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、当該各号に定める額とする。 (1) 原動機付自転車 ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円 イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

〔新設〕

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの  
又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,  
400円

エ 〔略〕

(2)・(3) 〔略〕

(種別割の減免)

第89条 〔略〕

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納  
期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税  
額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事  
由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) 〔略〕

3 〔略〕

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 〔略〕

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最  
高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの  
(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワッ  
トを超えるもの 年額 2,400円

オ 〔略〕

(2)・(3) 〔略〕

(種別割の減免)

第89条 〔略〕

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納  
期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税  
額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事  
由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 〔略〕

(5) 原動機の総排気量又は定格出力 (第82条第1号ウに掲げ  
る原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出  
力)

(6)～(8) 〔略〕

3 〔略〕

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 〔略〕

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者

は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

(7) 軽自動車等を運転する者の道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合はその条件

〔新設〕

3 〔略〕

4 前2項の規定にかかわらず、減免を受けようとする年度の前年度分の種別割について第1項の規定による減免の措置を受けている場合で、当該減免を受けようとする年度において、第2項各号に掲げる事項に変更がないときは、前2項の申請書の提出を省略することができる。

は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 〔略〕

(7) 軽自動車等を運転する者の道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された運転免許証（以下この号において「運転免許証」という。）又は同法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合はその条件

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カード（道路交通法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）を提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報（同条第2項に規定する特定免許情報をいう。）を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 〔略〕

5 第2項又は前項の規定にかかわらず、減免を受けようとする年度の前年度分の種別割について第1項の規定による減免の措置を受けている場合で、当該減免を受けようとする年度において、第2項各号に掲げる事項に変更がないときは、第2項又は前項の申請書の提出を省略することができる。

5 〔略〕

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 〔略〕

2～14 〔略〕

15 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17・18 〔略〕

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 〔略〕

2～12 〔略〕

〔新設〕

6 〔略〕

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 〔略〕

2～14 〔略〕

15 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

17・18 〔略〕

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 〔略〕

2～12 〔略〕

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用す

<p><u>13</u> [略]</p>	<p><u>ることができる。</u></p> <p><u>14</u> [略]</p>
----------------------	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

(加東市都市計画税条例の一部改正)

第2条 加東市都市計画税条例(平成18年加東市条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>1の6 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>1の7 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p style="text-align: center;">(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>8～10 [略]</p> <p>11 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第1</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第36項の条例で定める割合)</p> <p>1の6 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p style="text-align: center;">(法附則第15条第37項の条例で定める割合)</p> <p>1の7 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p style="text-align: center;">(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>8～10 [略]</p> <p>11 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第1</p>

5条の3まで若しくは第63条」とする。

5条の3まで若しくは第63条」とする。

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の加東市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 第2条の規定による改正後の加東市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 承認第2号（条例第21号） 要旨

### 加東市税条例及び加東市都市計画税条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の一部が施行され、マイナンバーカードと運転免許証の一体化が令和7年3月24日に開始したこと、及び令和7年度の税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整や排ガス規制への適合に向けた税制上の措置を講ずることから、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）が令和7年3月31日に公布されたことに伴い、令和7年度から適用される改正部分について、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

##### (1) 加東市税条例の一部改正（第1条関係）

###### ア 軽自動車税関係

(ア) 軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う規定を定めること。（第82条及び第89条）

(イ) 免許情報が記録されたマイナンバーカードの提示に係る規定を定めること。（第90条）

###### イ 固定資産税関係

法改正による項ずれに伴う引用規定を改めること及び特例に関する規定を加えること。（附則第10条の2及び附則第10条の3）

##### (2) 加東市都市計画税条例の一部改正（第2条関係）

法改正による項ずれに伴う引用規定を改めること。（附則第1の6項、附則第1の7項及び附則第11項）

#### 3 施行期日 令和7年4月1日